

# 審 査 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項及び第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：